

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

御所市においては、少子高齢化及び人口の減少が進んでおり、中小・小規模製造業が市の産業の大半を占めている状況にあるが、中小・小規模事業所も年々減少傾向にあり、人手不足に直面しているため、設備投資を促進し、生産性を向上させなければ企業の経営はもとより、地域経済が活性化しないという危機感もあるので、新たな設備投資が行われることにより、当市経済の活性化につながるものとなる。

##### (2) 目標

市内、中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、中小企業が所有している設備は、老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせになっている。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ事業者自身の労働性の飛躍的な向上をはかり、需要を呼び込み雇用者の給与増等を通じて、地域内での経済の好循環を目指し、計画期間中に先端設備等導入計画の認定5件を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

市内事業者を幅広く支援する必要があるため、「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に定める先端設備等全てとする。ただし、雇用創出に繋がらないと考えられるため、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連の設備については対象外とする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

##### (1) 対象地域

小中・小規模事業所が市内各地に点在しており、幅広く支援する必要があるため、対象地域を限定せず、市内全てを対象とする。

##### (2) 対象業種・事業

市内事業所を幅広く支援する必要があるため、対象業種・事業を限定せず、全てを対象とする。ただし、太陽光発電に係る設備を導入する場合は対象外とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。